

プライバシー権の軽視に憤り

最高裁は司法の役割放棄

マイナンバー違憲訴訟@神奈川県が終結

本人の同意なく個人情報データベース制度はプライバシー権を侵害する等として、県民など200名超が国



集会の様子

に対して個人番号の収集・利用停止などを求めた集団訴訟「マイナンバー違憲訴訟@神奈川県」について、最高裁は3月26日、原告の訴えを棄却、上告不受理の決定を行った。これにより、2016年3月24日の横浜地裁への提訴から9年にわたり

年3月9日、最初の最高裁判決となった福岡・名古屋・仙台の3訴訟では、「マイナンバーの利用が税・社会保障・災害対策に限定されている」として合憲判決が下され、原告の敗訴となった。以降、金沢・大阪・東京の各訴訟が立て続けに上告棄却・上告不受理（いわゆる門前払い）の決定を言い渡され、最後となった神奈川県訴訟でも同様の判断が下された。

神奈川訴訟は、昨年3月末に東京高裁で棄却判決が言い渡された後、ただちに最高裁に上告した。その後原告団と弁護士が最高裁に對し、上告の受理を求める署名を実施し、1千511筆を集約し提出し、「最高裁の決定は司法の役割を放棄するものであり、到底納得できない」と強調した。

門前払い決定に抗議 声明を発表

最高裁の決定を受けた形で、4月18日には原告集會を開催。弁護団代表の小賀坂徹弁護士は、一昨年の最

声明

最高裁上告棄却決定に 抗議する

マイナンバー違憲訴訟神奈川県・原告団

神奈川県民約230名が、マイナンバー（共通番号）制度によって、自らの意思に基づかず個人情報を国家に一元的に管理されることは憲法13条の保障するプライバシー権を侵害するものとして国を提訴した訴訟（マイナンバー訴訟）につき、最高裁は本年3月26日に上告棄却、上告不受理の決定を行った。2016年3月24日に横浜地裁に提訴後9年に渡って闘われてきたマイナンバー訴訟は、この最高裁の決定をもって終結するに至った。しかし、最高裁が憲法13条の解釈等実質審理をすること

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

定時総会協賛

大樹生命保険株式会社 〒100-8123 東京都千代田区大手町二二一	エス・ワイ・エス ソープ 株式会社 〒103-0027 東京都中央区日本橋二二一三(18山京ビル) ☎〇三(三三七五)三四六
明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二二一	株式会社 医学通信社 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町二二六(十歩ビル)
富国生命保険相互会社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町二二二	(株)神奈川機関紙印刷所 〒236-0004 横浜市金沢区福浦二二二 ☎〇四五(七八五)一七〇〇
株式会社 ワコー商事 〒251-0871 藤沢市善行七三二五 ☎〇四六六(八四)二四八五	株式会社 ホテイ産業研究所 〒248-0031 鎌倉市鎌倉山四一一九
株式会社 シノテスト 〒101-8410 東京都千代田区神田駿河台三二七九	株式会社 きかんしコム 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町三二二七
太陽生命保険株式会社 公法人部 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目十一番一 TEL 〇三(三三七七)六〇四二	リコー ジャパン株式会社 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい四一六二 みなとみらいランドセンタービル4階
神奈川県医師信用組合 〒231-0033 横浜市中区長者町三二八	神奈川県保険医協会指定代理店 株式会社 神保協 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町二二二(三階) (TSSプラザビルディング2階)
理想科学工業株式会社 〒231-0023 横浜市中区山下町二〇九帝蚕関内ビル	神奈川県営業所 〒231-0023 横浜市中区山下町二〇九帝蚕関内ビル

の弁論再開を執行しなかつたことも含めて、現実に行きつたマイナンバー制度の拡大について司法と行政の3分野以外の行

の弁論再開を執行しなかつたことも含めて、現実に行きつたマイナンバー制度の拡大について司法と行政の3分野以外の行